

○立命館守山中学校・高等学校授業料減免規程

2006年3月15日

規程第676号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館守山中学校・高等学校（以下「本校」という。）における授業料減免制度（以下「本制度」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、本校に在籍する生徒で、家庭状況の急変による経済的困窮のために就学が極めて困難となった者に対して、学園の援助による授業料の減免を行い、学業を継続させることを目的とする。

(減免総額)

第3条 授業料減免の総額は、本校が毎年予算に定める金額の範囲内とする。

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、生徒一人につき当該年度の授業料の半額を上限とする。

(減免の方法)

第5条 授業料減免は、中学校および高等学校在学中を通じて1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、2回以上減免を行う場合には、事前に一貫教育委員会の承認を得なければならない。

(資格)

第6条 授業料減免の対象となる生徒は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 家庭状況の急激な変化による経済的困窮のため、学業を継続できない者
- (2) 高い学習意欲を有し、生活態度が良好である者
- (3) 本校に原則として1年以上在籍している者

(出願)

第7条 授業料減免を希望する生徒は、所定の願書および理由書に必要事項を記入し、保証人が署名および押印のうえ、担任を経て校長に提出しなければならない。

(選定委員会)

第8条 選定委員会（以下「委員会」という。）は、出願者の学業、成績、学習意欲、人物、家庭の状況等を審査のうえ、授業料を減免する生徒（以下「減免生徒」という。）を決定する。

2 委員会は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任および事務長で

構成し、委員長は校長があたる。

(報告)

第9条 前条第1項の減免生徒については、生徒の氏名および学年、家庭の年間総所得額、減免金額ならびに他の奨学金受給状況等について、一貫教育委員会に報告しなければならない。

(減免の取消)

第10条 減免生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の取り消しを行い、必要に応じて減免額の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍傷病などのために就学の継続が不可能なとき
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき
- (3) 虚偽の申し立てまたは不正な方法により減免の取り扱いを受けていたとき
- (4) その他減免生徒として適当でないと認められたとき

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

ただし、出願、選定および報告の取り扱いを除き、2005年度以前の入学者については旧「守山市立守山女子高等学校における授業料の減免に関する要綱」および「取り扱い内規」を準用する。

附 則 (2007年7月18日立命館守山中学校設置にともなう一部改正)

この規程は、2007年7月18日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。